

主催：(一社) 埼玉労働基準協会連合会
(登録事業者) 番号 T6030005000549

共催：(一社) 熊谷地区労働基準協会
(受付・収納代行事業者)

(熊谷会場)「安全衛生推進者」養成講習 開催の案内

労働安全衛生法では、次の業種及び規模の事業場について、一定の資格をもった「安全衛生推進者」を選任し、その者に安全衛生に係る一定の業務を担当させることが義務づけられています。

当連合会はこの資格養成講習機関として埼玉労働局長から指定を受け、熊谷地区労働基準協会の協力のもとに標記講習を下記より実施いたしますので、ご案内申し上げます。

※ 安全衛生推進者の選任を要する業種及び規模

次の業種であって、常時使用する労働者数が 10 人以上 50 人未満の事業場。

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業。

※ 安全推進者の配置等に係るガイドラインに基づく業種である社会福祉施設、飲食店、各種商品小売業・家具等小売業・燃料小売業以外の小売業の安全推進者にもお勧めします。

記

- 1 日 時 12月10日(水) 9時30分～16時 (受付開始9時10分)
12月11日(木) 9時30分～16時10分
- 2 講習会場 行田市商工センター 行田市忍 2-1-8 (秩父鉄道行田市駅南口下車 徒歩約6分)
- 3 申込先 共催：(一社) 熊谷地区労働基準協会
〒360-0031 熊谷市末広 2-119 ビックストンビル1階
Tel.048-525-1746 Fax.048-525-6506
- 4 講習人員 100名 募集締切り 12月1日(月) (最少催行数 20名) (定員超過時はキャンセル待ち)
- 5 講習内容 ①安全管理 ②作業環境と作業の管理 ③関係法令 ④危険性又は有害性等の調査等
⑤健康の保持増進 ⑥安全衛生教育
- 6 修了証 全課程の修了者には修了証を交付します。欠席、遅刻、早退等は未修了となります。
- 7 講習費用 14,630円【内訳:受講料 12,000円消費税 1,200円、テキスト代 1,300円消費税 130円】
※支払いは振込でお願い致します。※納入いただいた講習費用はお返し致しません。
※申込み後のキャンセル及び別日時への変更はできません。ご了承うえお申込み下さい。
なお、都合がつかなくなった場合、締切日迄は連絡のうえ受講者の変更は可能です。
- 8 申込方法 まず申込書に必要事項を記入のうえ熊谷地区労働基準協会宛に FAX をお送り下さい。
FAX 後、必ず電話連絡して下さい。申込書の内容確認後、申込受付完了です。
受付完了後、熊谷協会宛に申込書を①PDF(E-mail)か②原本で2週間以内に送って下さい。
※請求書発行希望の方と FAX が無い方は①PDF(E-mail)か②返信用封筒(切手貼付け宛名記入)かの返信方法を申込時に指定して下さい。
※「受講票」は①FAX か②PDF(E-mail)か③返信用封筒で送ります。受付に提出して下さい。
※申込書原本発送後、15日後までに「受講票」が届かない場合は必ずお問合せ下さい。
- 9 振込先 埼玉りそな銀行 熊谷支店 普通 No.0804120
(一社) 熊谷地区労働基準協会 宛 (振込手数料はご負担願います)
※銀行発行の振込金受取書(振込明細書)を、領収書の代わりにさせていただきます。
※講習費用納入は11月4日～12月1日(月)です。期限内に納入して下さい。
※期限迄に講習費用納入が確認出来ない時は、受講票は無効になります。
- 10 その他 (1) テキストは研修当日お渡しします。(2) 当日の代替者の出席受講は認めません。
(3) 講習中は全ての電子機器類は使用禁止です。違反行為者は退場していただきます。
(4) 昼食は各自でご用意下さい。会場での飲食可。講習中はマスク着用をお願いします。
(5) 商工センター駐車場 50 台(8時開門)が満車の場合は、徒歩約5分の行田市役所・
行田市産業文化会館の駐車場をご利用下さい。

■受講申込書は別紙にあります。申込者複数の場合はお手数ですがコピーして使用下さい。 01